

## 職業安定法の改正について

平成30年1月1日より、職業安定法が改正されます。人の採用するにあたって、再度、ご確認をよろしくお願い致します。

## 【改正内容】

## 1. 労働条件の明示のタイミング

- (1) ハローワーク等への求人申込み、自社HPでの募集、求人広告の掲載等を行う際
- (2) 新規採用の面接等の結果、当初の労働条件に変更があった場合（その確定後、可能な限り速やかに）
- (3) 労働契約締結時

(2) について、労働条件の変更等の速やかに行うことが新たに義務付けられました。

具体的には、以下のとおりです。

- ① 「当初の明示」と異なる内容の労働条件を提示する場合  
例) 当初：基本給 30 万円/月 ⇒ 基本給 28 万円/月
- ② 「当初の明示」の範囲内で特定された労働条件を提示する場合  
例) 当初：基本給 25 万円～30 万円/月 ⇒ 基本給 28 万円/月
- ③ 「当初の明示」で明示していた労働条件を削除する場合  
例) 当初：基本給 25 万円/月、営業手当 3 万円/月 ⇒ 基本給 25 万円/月
- ④ 「当初の明示」で明示していなかった労働条件を新たに提示する場合  
例) 当初：基本給 25 万円/月 ⇒ 基本給 25 万円/月、営業手当 3 万円/月

## 2. 労働条件の明示が必要な項目の追加

- (1) 試用期間
- (2) 裁量労働時間制を採用している場合、その内容
- (3) 固定残業代を適用している場合、その内容
- (4) 募集者の氏名又は名称
- (5) 派遣労働者として雇用する場合、その旨

以上について、明記することが義務付けられました

また、虚偽の条件を提示した場合の罰則も施行されますので、十分にご注意ください。

労働保険・社会保険・人事労務・年金等について疑問や悩み、相談がありましたら

長谷部 崇 まで お問い合わせください。

☎ 018-893-5385 ☎ 018-893-5386

✉ [arcept-th@clear.ocn.ne.jp](mailto:arcept-th@clear.ocn.ne.jp)

ホームページ <http://hasebe-sr.com/>

